

## 9. リサイクルセンターの基本的事項

### 9-1 処理対象物

現在、本組合では、資源物及び集団資源回収物は民間委託業者にて資源化されており、印西クリーンセンターには「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」が搬入されている。

表 1-9-1 に燃やさないごみ、粗大ごみの受入れ対象品目を示す。

なお、平成 27 年 2 月から使用済小型家電の拠点回収を行っている。

表 1-9-1 燃やさないごみ、粗大ごみの受入品目

項目	搬入が想定される品目
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・陶磁器類（茶わん、皿、植木鉢等）</li><li>・ガラス類（板ガラス、コップ、化粧品の瓶、油瓶、電球等）</li><li>・金属類（スプレー缶、カセットガス缶、油缶、なべ、やかん、刃物等）</li><li>・小型家庭製品類（ヒゲソリ、ドライヤー、目覚し時計等）</li><li>・針金・電気コード</li><li>・その他、燃やせないもの（燃えないもの）</li></ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・木製家具類（机、椅子、タンス、鏡台、ベッド枠、整理棚等）</li><li>・家庭電機製品類（掃除機、扇風機、炊飯器、ビデオ、ラジカセ、ステレオ、トースター等）</li><li>・建具類（障子、襖、網戸、畳、じゅうたん、カーペット等）</li><li>・寝具類（ふとん、毛布、マットレス等）</li><li>・自転車・三輪車・一輪車</li><li>・石油ストーブ・ガスストーブ・ガステーブル・ガスレンジ等</li><li>・スチール製家具・木材（生木は除く）</li></ul>

出典) ごみ処理基本計画

### 9-2 稼働日数

稼働日数は、「ごみ処理基本計画」で示された、年間を通じた月曜から金曜（土日、祝日、年末年始を除く）の 246 日とする。（本章 9-3 施設規模の見込み 参照）

また、リサイクルセンターの操業は昼間の 8 時間、運転は 5 時間を前提とする。

### 9-3 施設規模の見込み

リサイクルセンターの施設規模は、以下に示すとおり「ごみ処理基本計画」で示された規模 15t/日とする。

施設規模の見込みについて	
施設規模 (t/日)	$= \text{日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$ $= (3,389.07 \div 365) \div 0.673 \div 0.96$ $= 15$
ここに、	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日平均処理量：年間処理量 (3,389.07t) の日換算量</li> <li>・年間処理量は、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が算出した平成 40 年度の減量目標達成時における破碎・選別対象年間ごみ量</li> <li>・実稼働率：稼働日数は月曜から金曜であり、(土日、祝日、年末年始を除く) 年間 246 日間となり、実稼働率は <math>246 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \doteq 0.673</math> となる。</li> <li>・調整稼働率：故障修理など一時停止 (約 15 日間を想定) により能力低下を考慮した係数として <math>350 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \doteq 0.96</math> となる。</li> </ul>

出典) 用地検討委員会 (最終答申書平成 26 年 9 月) 資料編 (15)

### 9-4 公害防止基準

リサイクルセンターの公害防止基準値は、本章 8-8 に示した焼却施設の公害防止基準値を遵守する。

また、リサイクルセンターは一般粉じん発生施設には該当しないが、破碎機等を導入することから、一般粉じん発生施設と同等の構造基準とすることとし、また、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版 (社団法人 全国都市清掃会議)」において、「排気中の粉じん濃度は、一般に  $0.1\text{g}/\text{m}^3\text{N}$  以下にすることが望ましい。」と記載されている。一般粉じん発生施設に係る構造基準は表 1-9-2 に示すとおりである。

表 1-9-2 一般粉じん発生施設に係る構造基準

項目	構造等の基準
破碎機及び摩砕機	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん器が設置されていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4 粉じんカバーで覆われていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>